

第5章 職員の資質向上

1 職員の資質向上に関する基本的事項

- (1) 保育所職員に求められる専門性..... 199
- (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組..... 201

参考1 自己啓発活動表 (SDS) (様式及び記載例)

2 施設長の責務

- (1) 施設長の責務と専門性の向上..... 203
- (2) 研修機会の確保等

3 職員の研修等

- (1) 職場における研修 (OJT) 204
- (2) 外部研修の活用 (OFF-JT) 205

○保育の質の向上

(計画 P—実践 D—評価 C—改善 A のイメージ図)

4 研修の実施体制等

- (1) 体系的な研修計画の作成 207
- (2) 組織内での研修成果の活用 208
- (3) 研修の実施に関する留意事項

参考2 職員の研修体系 209

参考3 保育士の研修体系：「保育士の階層別に求められる専門性」
..... 210

参考4 豊かな人間性と保育の専門性の向上を目指す 212

●職員の資質向上：資料編 213

○子どもの最善の利益とは (資料：1) 214

○全国保育士会倫理綱領(資料：2) 215

○保育内容等の自己評価(資料：3) 216

○新潟市園長・主任保育士自己評価 235

新潟市保育士自己評価 } (資料：4) 241

○教育基本法・児童福祉法・児童虐待の防止に関する法律抜粋

(資料：5) 248

○幼稚園・保育所・認定こども園のちがい(資料：6) ……	254
○研修報告(実践ノート)(資料：7) ……	255
○キャリアアップ研修の分野及び内容(資料：8) ……	257
○児童憲章(資料：9) ……	258
○こどもの権利条約(資料：10) ……	259
○個人情報保護に関する保育士の留意事項(資料：11) ……	260
○幼稚園・保育所に関する法令 参考ホームページ等 (資料：12) ……	263

第5章 職員の資質向上

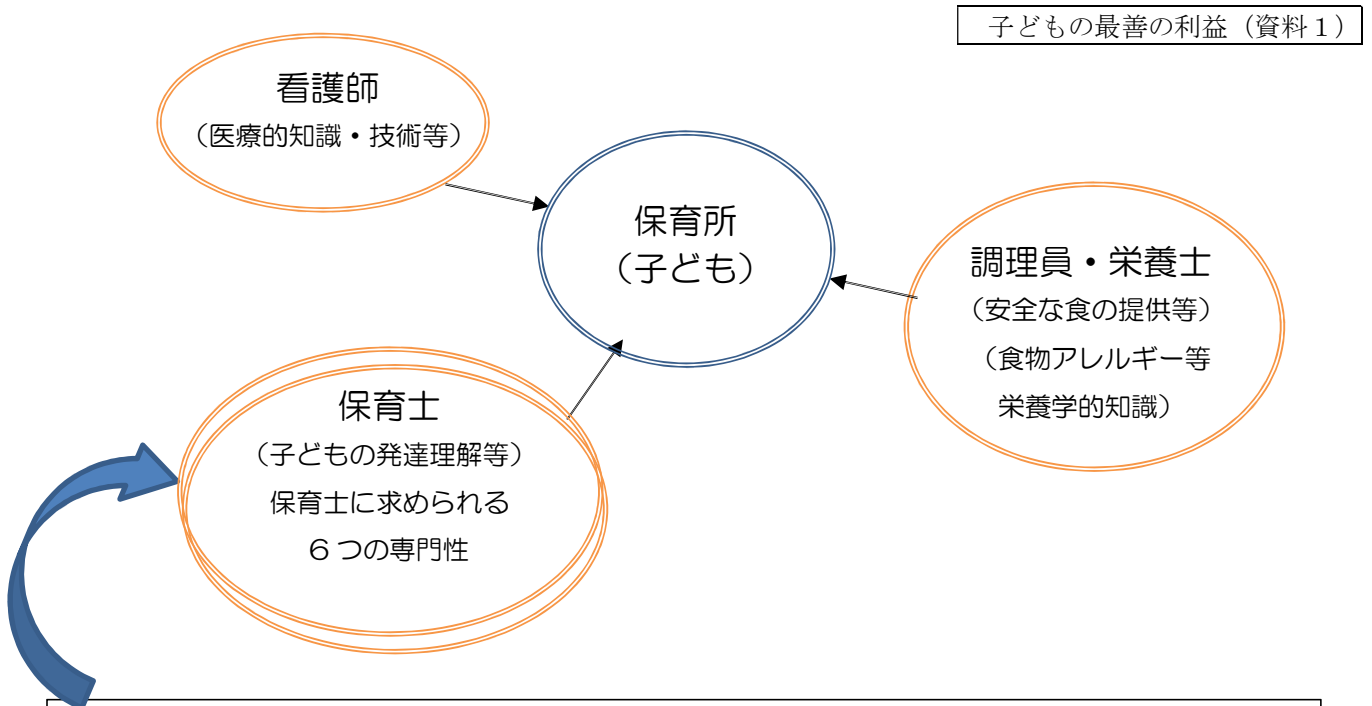
第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益 (資料1) を考慮し、人権に配慮した保育を行うために求められる専門性とは

- ①職員一人一人の倫理観、人間性
- ②保育所職員としての職務と責任の理解と自覚
- ③職務内容に応じた専門性を高めるために必要な知識・技術の習得と維持・向上
(新しい技術や子どもに関する新しい情報を把握しておく)



【 保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本事項 (1)-エ 】

保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、

- 倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育する。
- 子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う。
- その職務を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

◆保育士に求められる6つの専門性（全国保育士会倫理綱領（資料2） 第8条の解説より）

- ① 子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術
↑ からだ（運動）・こころ（感情）の成長・発達の理解
- ② 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力をこまやかに助ける生活援助知識・技術
↑ 食事（スプーン・フォーク・箸の使い方） 衣服の着脱 排泄の自立 等
- ③ 保育所内外の空調や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育環境を構成していく技術
↑ 乳幼児期における安心・安全な環境の理解と実践 等
- ④ 子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々なあそびを豊かに展開していくための知識・技術
↑ （第2章 参照）
- ⑤ 子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術
↑ （第4章 参照）
- ⑥ 保育者等への相談・助言に関する知識・技術
↑ （第4章 参照）

全国保育士会倫理綱領（資料2）

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育の質の向上に向けた課題に、組織的に取り組むために

- ① 保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直しを行う。
- ② 職位や職務内容に応じた必要な知識及び技術の修得に努める。

◆保育所職員に求められる専門性へのステップ

- ・「第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則」
- ・自己評価と自己研鑽（自己啓発）

- 自己研鑽・・・職場内での共通の目標の実現や達成のために、今、自分に見いだせないものや足りないものを主体的に探したり、あるいは課題を解決するために必要なことを努力したりすること。
- 自己評価・・・保育実践の改善のためのもの。

参考1：自己啓発活動表（SDS）

保育内容等の自己評価（資料3）

保育士（園長・主任・保育士）自己評価（資料4）

【自己研鑽 実践例】

参考1 自己啓発活動表（SDS）を活用し、職場内における個人のスキルアップを図る。個々で記載する。

- 年度当初 → ・個別に課題をみつけ、目標を立てる。
・目標達成のためにどうすればよいか具体的な計画を立てる。
《 計画に対する助言を行う・・・園長 》
- 年度途中 → ・進捗状況を確認し、振り返りを行う。
・必要に応じてその後の活動計画を立て直し実行に繋げる。
《 計画・進捗状況に対する助言を行う・・・園長 》
- 年度終わり → ・計画にそって自分がどのように実行したか記録する。
・計画・実行を振り返り、自己評価を行う。
《 取組みへの助言を行う・・・園長 》
- 次年度、更にスキルアップするため、新たな課題をみつけ同様に計画・実行・評価を行う。

【自己評価 実践例】

資料3・4 自己評価チェックリストを活用した振り返り。

- 園内研修等でチェックリストの内容を読みあわせし、日常における留意点の確認を行う。
- 年間どのようなタイミングで何回行うか検討して取り組む。
- 自己評価チェックリストに沿って振り返りを行う。
→ 実行できていなかった内容については、研修・会議等で職員に周知し、改善を図るための具体策をたてる。

自己啓発活動表(SDS)記載例 ~その1~

参考 1

スキルアップのための計画・実行・評価・改善(PDCA)

所属	〇〇保育園	職種 (担当)	保育士 4歳児担任	経験年数 7年	氏名			
課題	<p>・保護者とのコミュニケーションをとることが苦手で、誤解を招いてしまうことがあった。</p> <p>・身体を動かすことが苦手なので、子どもとの遊びが静的なものに偏ってしまいもっと身体を動かして子どもたちと遊べるようにしたい。</p>					<p>(計画への助言)</p> <p>研修会に参加して学び、それを実践することで、自身が苦手とすることを克服しようとしているのですね。良い目標と計画だと思います。がんばって下さい。</p>		
今年度の目標	<p>・保護者が愚痴や悩みをこぼせるような信頼関係を作る。</p> <p>・子どもたちが喜びそうな鬼ごっこをたくさん覚え、子どもたちと一緒に身体を動かして遊ぶことを楽しむ。</p>							
計画	<p>・自分から進んで挨拶をしたり、明るい笑顔で接したりし、保護者から親しみを持ってもらえるような関係作りをする。</p> <p>・傾聴スキル研修会に年4回参加し、相手の話をさえぎることなく最後まで聴く技術を学ぶ。学んだことを実践していき保護者との信頼関係を築いていく。</p> <p>・年齢別部会に参加し、他園で楽しんでいる鬼ごっこを5種類以上教えてもらう。わずかな時間でも毎日鬼ごっこタイムを設け、楽しみながら身体を動かす。</p>					確認印		
	記入日(年 月 日)					園長	主任	
実行	<p>・自分の方から先に挨拶をし、親しみやすい雰囲気を作った。</p> <p>・傾聴スキル研修会に4回参加した。自分の意見を先に言わないよう心掛け、保護者の話を最後まで聴くようにした。</p> <p>・年齢別部会で6種類の鬼ごっこを教えてもらった。できなかった日もあるが、ほぼ毎日わずかな時間でも鬼ごっこをして遊ぶことができた。</p>							
自己評価 (ふり返り)	<p>・自分から明るく挨拶をしていくことで保護者との距離が縮まっていったように感じられる。保護者から子育てのことだけではなく、仕事のことや自身の悩みが会話の中に出てくるようになった。自分が伝えることばかり考えていたが、保護者の話を最後まで丁寧に聴くことで良いコミュニケーションがとれているということ学ぶことが出来た。これからも保護者との信頼関係作りに努めていきたい。</p> <p>・身体を動かすことが苦手だったが、子どもたちと鬼ごっこを楽しむという目標を持つことでチャレンジしようという意欲が湧いてきた。毎日のようにやっていると子どもたちが自分たちで新しいルールを作って別の楽しみ方をするようになり、自分自身も本当に楽しかった。</p>							
取組みへの助言	<p>・進んで保護者に声を掛けていたことで、保護者も話しやすかったと思います。相手の話を共感しながら最後まで聴くのは大変なことですがとても大切なことです。これからも傾聴を心掛け保護者との信頼関係作りに役立ててください。</p> <p>・クラスみんなで毎日楽しそうに鬼ごっこをしていましたね。子どもたちの表情が生き生きとしていました。ケンカが多かったクラスなのに気が付けば友だち同士で協力しあう姿が沢山見られるようになりました。これも、鬼ごっこを通してルールを守りながら楽しく遊ぶ体験を沢山したからなのでしょうね。</p>							
						確認印	園長	主任

2 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

施設長の責務

- ① 保育所の役割や社会的責任を遂行するために法令を遵守する。
- ② 保育所を取り巻く社会情勢を踏まえ施設長としての専門性等の向上に努める。
- ③ 保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努める。

◆施設長に求められる専門性の向上

- ・法令遵守 … 保育所運営のための保育の実施・運営上の法令の理解。
福祉分野に限らず「雇用」「労働」「防災」「環境への配慮に関するもの」等の基本的な関係法令や保育に関わる倫理等を正しく理解する。

教育基本法・児童福祉法・児童虐待に関する法律（資料5）

幼稚園・保育所・認定こども園の違い（資料6）

- ・保育の計画の評価、職員の自己研鑽に対する援助や助言を行い、職員の資質向上を図る。
- ・情報の開示、第三者評価の実施、保護者の苦情解決につとめ、保育所としての社会的責任を果たす。

(2) 研修機会の確保等

① 体系的・計画的な研修機会を確保

保育所の全体的な計画や各職員の必要性等を踏まえ、体系的・計画的に研修機会を確保する。

「求められる能力（あるべき姿）と現有能力（現状の姿）の差」である研修ニーズ（具体的な研修課題）を把握し、立場（役職・経験）や必要性にそった研修機会を確保する。

参考2：職員の研修体系

参考3：保育士の研修体系

参考4：豊かな人間性と保育の専門性を目指す

② 研修等への計画的な参加

職員の勤務体制の工夫等により、計画的に研修等に参加し、専門性の向上が図られるように努める。

職員自身の啓発意欲を前提としながら、専門性の向上が有効的に図られるように、年間研修スケジュール表を作成し職員へ周知する。勤務体制の工夫によって積極的な参加ができるようにする。

3 職員の研修等

(1) 職場における研修 (OJT)

OJT とは、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、職務を通じて、職務に必要な価値観・態度、知識・情報、技術・技能等を指導育成するすべての活動である。

- ① 日々の保育実践を通じて、知識及び技術の習得、維持及び向上を図る。
▶ OJT を行う場面は随所にある。良質な仕事経験の場や機会を与えることが大切。
- ② 日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境を大切にし、保育所全体の向上を図る。
▶ 職場風土が人を育てる。職員は上司・先輩の後ろ姿に“まねぶ”。
- ③ 職場内での研修の充実を図る。
▶ 報告レポートや発表、当該職員の研修成果に関する評価・分析を行う。

研修報告(実践ノート) (資料7)

◆代表的な OJT の方法				
「教える」指導法	「見習わせる」指導法	「経験させる」指導法	「動機づける」指導法	特別の指導法
<ul style="list-style-type: none"> ・教える ・説明する ・助言する ・話合いで気づかせる ・注意する ・ほめる ・会議で指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・やって見せる ・率先垂範する ・経験や考え方を話す ・仕事を手伝わせる ・会議その他へ同行する 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にやらせてみる ・仕事を分担する ・権限を委譲する ・意思決定に参画させる ・会議に出席させる ・報告を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・励ます ・ほめる ・失敗を慰める ・不平、不満を聴く ・相談に乗る ・目標を持たせる ・職務を拡大する ・責任を持たせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書指導 ・課題研究 ・教育的配置

◆ 園内研修 (具体例)

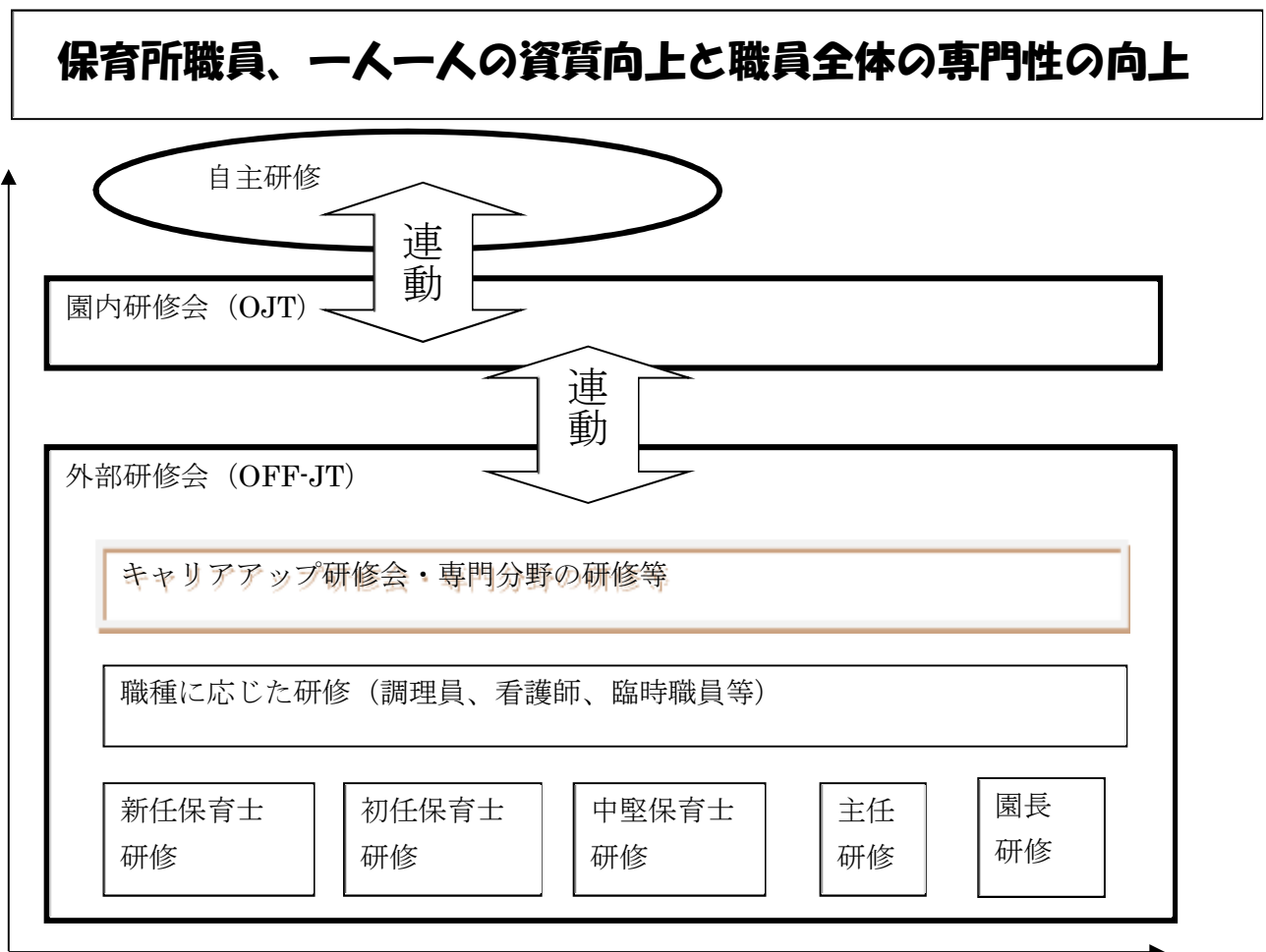
- ① 園内公開保育より KJ 法による話合い
 エピソード記録から、読み取る子どもの姿について話合う。
 子どもの姿からクラスの保育の状況についての伝達をする。
- ② ケース会議による保育の検討会
 担任より子どもの状況について説明し、今後の方向を検討する。
 指針及び参考図書との読み合わせによる勉強会を行う。
 参加することが可能な職員を対象に、保育勉強会を行う。
- ③ 保健・安全にかかる子どもへの対応について
 インフルエンザ・感染症、与薬などへの対応についての共通理解を図る。
- ④ 実践的な遊びの共有
 わらべうた、手遊びうた、季節の遊びなど、その時期ならではの遊びの習得。
 運動遊びの実践によるけがの防止を理論と実践で活用。
- ⑤ 保育所より発信されるおたよりの検討
 発信内容、何を伝えたらよいか検討する。
- ⑥ 保育ビデオ等による勉強会
 保育について、意見交換を行う。

(2) 外部研修の活用 (OFF-JT)

職務命令により、一定期間日常職務を離れて行う研修。職場内集合研修と職場外派遣研修の2つがある。

- ① 各保育所における保育の課題への的確な対応等の為の関係機関等による研修の活用
- ② 外部研修への参加機会の確保

【全国社会福祉協議会 改定福祉の「職場研修マニュアル」より引用】



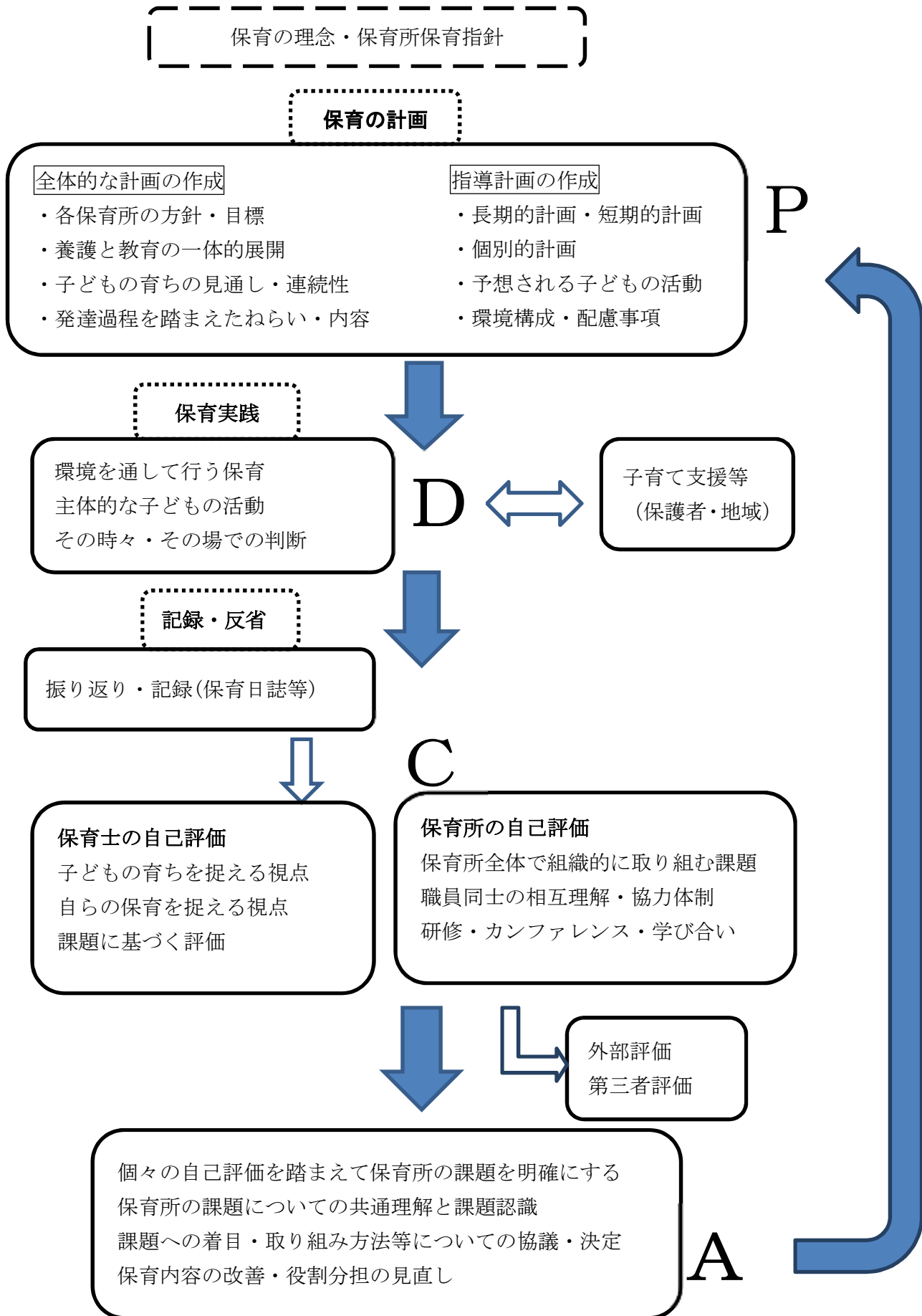
◆保育内容の質的向上へのステップ

- ・ 保育所保育指針の理解
- ・ 保育の実践の改善を PDCA サイクルの実践で機能させる
《 計画 (P) 実践 (D) 評価 (C) 改善 (A) 》

P206 保育の質の向上

(計画 P—実行 D—評価 C—改善 A の輪) 参照

保育の質の向上（計画P—実行D—評価C—改善Aの輪）



4 研修の実施体制等

(1) 体系的な研修計画の作成

- 保育の課題や各職員のキャリアパス*を見据え、職位や職務を踏まえた体系的な研修計画の作成を行う。

*ある職位や職務に就任するために必要な業務経験とその順序キャリアアップの道筋

<保育の課題＝研修ニーズの把握のポイント>

1	利用者から 求められるニーズ (保護者・地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを的確に把握し、支援計画を立てられる ・個別ニーズに対応し、適切に支援できる ・利用者の立場で支援実践を評価できる 	第三者評価 サービス評価との関連で改善課題を把握することも大切
2	職員自身が 求めるニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を高める ・組織人として成長する ・経験の段階に応じて成長する 	職員個人の研修課題を把握する
3	経営者・管理職員から 求められるニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・職務遂行能力を高める ・問題解決能力を高める ・組織の将来性を担う人材を育成する 	組織が求める課題について把握する

全国社会福祉協議会 「職場研修のマニュアル」より引用

- 上記研修ニーズの把握のポイントをもとに「保育の課題」を把握する。
- 保育の課題やキャリアアップ等を踏まえ、年間研修スケジュールを立てる。
- 職場研修・・・今年度の重点テーマを決める。
- 外部研修等・・・研修内容と派遣職員等をあらかじめ決めておく。
- 一般的には2～3月頃に策定し、4月早々に職員に周知する。

参考2：職員の研修体系

参考3：保育士の研修体系

参考4：豊かな人間性と保育の専門性を目指す

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容 (資料8)

(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

(2) 組織内での研修成果の活用

- 外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、研修で得た知識・技能を他の職員と共有することにより保育所全体の保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

・ 報告レポートを作成、発表の場を設ける。

研修報告(実践ノート) (資料7)

- 当該職員の研修成果に関する評価・分析を行う。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映する。
- 評価・分析結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行う。

(3) 研修の実施に関する留意事項

- ① 計画的な研修機会の確保。
施設長等は、研修の受講が特定の職員に偏ることがないように配慮する。
- ② 研修を修了した職員は、職務内容等において当該研修の成果を発揮できるように努める。

職員の研修体系

職種	求められる職員像と研修内容	留意点
園長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の役割を自覚する ・ 最新の保護者情勢の理解 ・ 組織の維持、管理に関する知識や技術を高める ・ 地域の福祉との推進役としての力量を高める ・ 研修計画の策定と評価 	<p>保育制度の中核を担う保育所の公的責任を遂行する総括的・総合的責任者の立場</p> <p>①必要な知識とその応用の能力を備えておく</p> <p>②保育士などの各職員の特長・資質を把握し共通方針を基盤としたその自主性を尊重し、しかもそれが独断や不公平に傾くことがないようにマニュアルの適切な活用について、必要な指導、助言を行う</p>
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長の補佐 ・ 主任としての役割を自覚する ・ 高度な専門的知識・技術の習得 ・ 職員指導・研修に関する知識、技術を高める ・ 保育内容の質的充実 ・ 保育の専門的リーダーの自覚 ・ 地域社会における子育て支援の役割の自覚と充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長の協力的パートナーとなり、園長と職員間のパイプ・調整的役割を果たす ・ 保育方針、目標のまとめ、保育計画を基に指導計画の立案に関する指導助言 ・ 保育実践に関する指導助言 ・ 実践活動を進めるために必要な環境条件の整備 ・ 保育の向上に向けた職場内研修態勢の推進 ・ チームワークの推進 ・ 職員の能力を引き出し伸ばす働きかけ
5年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任の補佐 ・ 関係機関との連携、調整 ・ グループリーダーとしての役割と自覚 ・ 細心の知識と技術の習得 ・ 専門性の更なる拡大と深化を図る ・ 応用力、創造力を高める（意識改革） ・ リスクマネジメント等、業務管理の手法を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通して展開される園活動の流れを見通す ・ マンネリにならないよう常に自己評価を行う ・ 自らの保育を考察し質を向上させるための研究等を積極的に進める ・ 手本となる行動を示し、後輩の助言指導を行う ・ 園の中核となることを意識して業務改善、組織の活性化を推進する
初任 (2～5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業人としての自己の確立 ・ 専門職としての実践的知識、技術を習得 ・ 専門性の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育記録を重視して、自らの保育を評価し、反省する資料として活用（考察） ・ 自己評価、事例研究 ・ 子どもや保護者を理解し、連携して保育の実践力をつける
新人 (1年未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スムーズな職場対応を図る ・ 社会人、組織人としての自覚を養う ・ 専門職としての基礎的態度。知識、技術を習得する ・ 保育理念の理解と、基礎的な保育実践 ・ 社会人として必要なマナーなどのスキルを身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の楽しさや、やりがいを味わい、よき保育者として育っていけるよう、回りのサポートが必要 ・ 現在の保育園の実態を確認し、保育理念や保育目標など、園の取り組みを理解する

保育士の研修体系：「保育士の階層別に求められる専門性」

	1 専門職としての基盤	2 専門的価値・専門的役割	3 保育実践に必要な専門
			(1) 子どもへの保育実践
初任者	<input type="checkbox"/> センス <input type="checkbox"/> 観察力 <input type="checkbox"/> 共感性 <input type="checkbox"/> 愛情 <input type="checkbox"/> 柔軟性 <input type="checkbox"/> 倫理観	<input type="checkbox"/> 子どもの最善の利益の尊重 <input type="checkbox"/> 一人一人の子どもの発達保障 <input type="checkbox"/> 専門職としての責任 <input type="checkbox"/> 保護者との協力 <input type="checkbox"/> プライバシーの保護 <input type="checkbox"/> チームワークと自己評価	<input type="checkbox"/> 子どもの発達と保健・安全・食事等の理解 <input type="checkbox"/> 保育計画・指導計画に基づく保育実践 <input type="checkbox"/> 保育実践の向上（健康、人間関係、環境、言語、表現） <input type="checkbox"/> 指導計画の立案 <input type="checkbox"/> 記録のとり方・生かし方 <input type="checkbox"/> 応急手当等緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 発達の気になる子や障がいのある子への対応 <input type="checkbox"/> 保育のアセスメント
中堅職員	<input type="checkbox"/> 道徳性 <input type="checkbox"/> 責任感 <input type="checkbox"/> 主体性 <input type="checkbox"/> 達成意欲 <input type="checkbox"/> 行動力 <input type="checkbox"/> 情熱		<input type="checkbox"/> 科学的・理解的根拠に基づいた保育実践
リーダー的職員	<input type="checkbox"/> 協調性 <input type="checkbox"/> 創造力 <input type="checkbox"/> 自制心 <input type="checkbox"/> コミュニケーション <input type="checkbox"/> 一定の習慣性と社会的マナー（4 組織性参照）		
主任保育士等管理的職員		<input type="checkbox"/> 倫理綱領の指導	<input type="checkbox"/> 組織として実践の評価 <input type="checkbox"/> 保育計画の策定・評価

的知識・技術		4 組織性
(2) 保護者への関わり・ソーシャルワーク	(3) その他	
<input type="checkbox"/> PDCA(全体的な計画(保育課程)、アセスメントから実践、評価、記録)の基礎理解 <input type="checkbox"/> 一人一人の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活実態の把握 <input type="checkbox"/> 基礎的な相談援助技術の理解	<input type="checkbox"/> 社会の動向、変化の理解 <input type="checkbox"/> 不審者への対応 <input type="checkbox"/> リスクマネジメント、安全管理	<input type="checkbox"/> 社会人としてのマナー <input type="checkbox"/> 職務規定、職場のルールを理解 <input type="checkbox"/> 組織における役割や連携の理解 <input type="checkbox"/> 個人情報保護の理解 <input type="checkbox"/> 研修について理解 <input type="checkbox"/> 会議について理解 <input type="checkbox"/> 保育士組織の理解
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの構造理解 <input type="checkbox"/> 虐待ケースへの対応 <input type="checkbox"/> コミュニケーションのあり方の理解 <input type="checkbox"/> 相談援助技術の理解	<input type="checkbox"/> 関係機関とのケース検討会議 <input type="checkbox"/> 関係法令の理解 <input type="checkbox"/> 専門性向上のための研究活動	<input type="checkbox"/> 新任職員への助言・指導 <input type="checkbox"/> 保育所全体の活動の理解 <input type="checkbox"/> 職場の課題解決手法の理解 I (自己点検)
<input type="checkbox"/> 保育ソーシャルワークの展開 <input type="checkbox"/> ソーシャルアクション <input type="checkbox"/> 関係機関・NPO・ボランティア・地域との関わり	<input type="checkbox"/> 直近の制度・政策の理解 <input type="checkbox"/> 苦情解決 <input type="checkbox"/> 実習生の指導 <input type="checkbox"/> 体験学習・インターンシップ指導	<input type="checkbox"/> 中堅職員への助言・指導 <input type="checkbox"/> 主任保育士のサポート <input type="checkbox"/> 職場の課題解決手法の理解 II (自己点検)
<input type="checkbox"/> 地域の子育ての支援(事業の創設～評価) <input type="checkbox"/> 社会的養護等関連領域との協議	<input type="checkbox"/> 保育の歴史の理解 <input type="checkbox"/> 他分野の動向理解 <input type="checkbox"/> 大規模自然災害時の対応 <input type="checkbox"/> 保育士養成校との連携調整	<input type="checkbox"/> リーダー的職員への助言・指導 <input type="checkbox"/> スーパービジョン <input type="checkbox"/> 研修計画の策定と評価 <input type="checkbox"/> リスクマネージャー <input type="checkbox"/> 目標・方針の設定と評価 <input type="checkbox"/> 職場の課題解決手法の理解 III (福祉 QC 活動)

豊かな人間性と保育の専門性の向上を目指す

ねらい	1 職員の資質向上と専門性の強化 (職員の成長)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に必要な能力の強化と保育の専門性 ①保育者の人間観、子ども観、人間性・道徳性を高める ②専門的な知識を深め情報を得る ③必要な保育技術、技能を高める ④研修意欲を高め、仕事へのやりがい・充実感を得る 		
	2 保育サービスの充実 (組織としての発展)	<ul style="list-style-type: none"> ・園の一員としての自覚と組織人としての成長 ・保育内容の向上 ・職場の活性化と向上心の高まり 		
	研修の形態	研修の意義	日常の機会指導と方法	
1	職務を通じた研修 (OJT)	職員のレベルを考慮し(応じた)実践的な能力を高めるために日常の仕事を通じて常に職場内で行うもので、職務に必要な態度や価値観、知識、情報、技術を得るために行う	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と仕事の打ち合わせを行う時 ・職員が実際に仕事をしている時 ・仕事の報告・連絡・相談に来た時 ・仕事が終了した時 ・職員が研修、出張に行く時 ・職場外で接触する時 	
2	職務を離れての研修 (OFF-JT) 園内研修 園外研修	職員の視野の拡大や専門的能力習得のために、講師あるいは職員が相互に職務を離れて、職務に必要な態度や、価値観、知識、技能や技術を高めるために行う	園内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での報告会 ・職員相互勉強会 ・法制度・指針に関する勉強会 ・倫理綱領、個人情報保護法 ・第三者評価、自己評価表 ・ケース会議、事例検討会、年齢別会議 ・子育て支援会議 ・給食、食育研究会 ・保育教材ビデオの活用 ・育児講座 ・特別講演会、研修会
			園外研修	<ul style="list-style-type: none"> ・県大会、ブロック研修 ・保育士研修(全国、県等) ・全社協、日保協、私保協の研修会 ・保育連盟(全国、県) ・地区別視察研修 ・幼保小連絡会議
3	自己啓発 (SDS)	職員一人一人の自己成長を助け、職場を活性化するために行うもので、職場が必要性を認めた研修・学習に対して、時間的援助を行い意欲を促進する (職員の自発性や主体性を育て、育成的な風土を育て職場を活性化する)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修や研究会への参加 ・外部研修や研究会への参加経済的援助(費用補助等) ・施設や設備の貸し出し、提供等 ・自己的自己啓発活動 ・学習サークル 	

第5章 職員の資質向上（参考資料）

- 子どもの最善の利益とは (資料：1)
- 全国保育士会倫理綱領 (資料：2)
- 保育内容等の自己評価 (資料：3)
- 新潟市園長・主任保育士自己評価 (資料：4)
新潟市保育士自己評価
- 教育基本法・児童福祉法・児童虐待の防止に関する法律抜粋 (資料：5)
- 幼稚園・保育所・認定こども園のちがい (資料：6)
- 研修報告(実践ノート) (資料：7)
- キャリアアップ研修の分野及び内容 (資料：8)
- 児童憲章 (資料：9)
- こどもの権利条約 (資料：10)
- 個人情報保護に関する保育士の留意事項 (資料：11)
- 幼稚園・保育所に関する法令、参考ホームページ等 (資料：12)

◆子どもの最善の利益とは…

1. 個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重されること。
2. 親が支えを得て子育てに取り組むことができ、子どもに向き合うゆとりと自信を回復することが、子どもに利益をもたすこと。
3. 親子の関係性、そしてさまざまな人たちとの関係性の中で、子どもが他者への信頼感を高めることができること。
4. 子ども同士や大人との交流を通して、子どもの自発性や社会性が育まれること。
5. そのような関係性の中で子どもの孤立・孤独を回避し、自己肯定感を高める機会を得ることで、生き生きと生活できる環境が創造されること。

渡辺顕一郎『子ども家庭福祉の基本と実践』金子書房、2009より

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（明日）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の育ちを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくりまします。

（子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

（子どもの発達保障）

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

（保護者との協力）

3. 私たちは、子どもの保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

（プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人一人のプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

（チームワークと自己評価）

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

（利用者の代弁）

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

（地域の子育て支援）

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

（専門職としての責務）

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

**「保育内容等の
自己評価」
・・・保育園**

・・・年度

氏名 ・・・

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

1 保育の基本理念		月	月	月
1	あなたは、すべての子どもについて、一人一人の存在とその人権を尊重していますか。			
2	児童福祉法の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して、子どもの生活と健全な発達を保障することが保育の重要な使命だと理解していますか。			
3	あなたは、日頃から「保育所保育指針」をよく読み、その理念を理解したうえで、保育内容や保育方法を考えるときのガイドラインとしていますか。			
4	あなたの保育が、子どもの生涯の基礎を培う極めて大切な役割を担っていると認識していますか。			
5	あなたは、保育所保育は養護と教育が一体となって行われている、ということ意識して保育していますか。			
6	今日の保育所には、入所している子どもの保育だけではなく、広く地域の子育て支援をする社会的役割があることを認識していますか。			
7	あなたは、子どもに、文化や生活習慣、考え方が多様であることを知らせ、それらを尊重する心を育てよう努めていますか。			
8	子どもの性差や個人差に留意しながら、固定的な性別役割分業意識を植え付けることのないように配慮していますか。			
9	あなたは、日頃から、子どもに身体的苦痛を与えたり、人格を辱めるなど精神的苦痛を与えることがないようにしていますか。			
10	あなたは、個人情報保護に配慮し、子どもやその家庭についての秘密を正当な理由なく漏らすことがないようにしていますか。			
11	様々な特徴(障がい)を持つ子も持たない子も、一人一人のありのままの姿を受け止め、地域のすべての子どもが健やかに成長することを願って保育をしていますか。			
12	育児の考え方について、保護者とあなたが食い違っているとき、先ず相手の気持ちを受け止め、話し合い、その保護者に立場や考え方を理解するよう努めていますか。			
13	子どもの家庭状況は多様だという考えの上で、今、その子に何が必要かを見極め、それぞれにとって適切な援助をしていますか。			
14	あなたは、子どもと一緒に思い切り体を動かして遊ぶことの重要性を理解し、楽しんでいますか。			
15	あなたは、一人一人の子どもに目が行き届いていたか振り返り、これからの保育の課題をみつけることができますか。			
16				

<p>あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください</p>				
<p><評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]</p>				
	<p>2 保育の内容 (1)保育計画・指導計画</p>	月	月	月
1	あなたは、指導計画を作成するとき、「保育所保育指針」を読み、参考にしていますか。			
2	あなたは、保育所の方針である保育計画をもとにして、指導計画を作成していますか。			
3	保育には、指導計画(年・月・週・日案など)の作成という、あらかじめ見通しを持った計画性が必要だと思いませんか。			
4	あなたの月・週・日案などには、教育的側面(五領域の視点)だけでなく、養護的側面(基礎的事項)もしっかり盛り込まれていますか。			
5	あなたは、指導計画を作成するときに、地域の実態や保護者の意向・希望などを考慮していますか。			
6	子ども一人一人の発達の姿や興味の対象の実態を把握して、月・週・日案などを作成していますか。			
7	あなたの月・週・日案などには、子どもの意欲を誘う環境構成が十分工夫されていますか。			
8	複数担任の場合、よく話し合ってお互いの考えを十分に理解した上で、月・週・日案などを立てていますか。			
9	園の保育理念や方針・目標・あなたの作成した年・月・週・日案などのねらいや内容を、保護者にわかるように説明できますか。			
10	あなたは、季節感や日本の伝統的な行事などを指導計画のなかに取り入れるようにしていますか。			
11	月・週・日案などが、実際の子どもの姿、興味・関心に合っていたかという視点から自分の保育を評価・反省していますか。			
12	月1回以上、自分自身の指導計画の点検・評価を行い、その結果を次の指導計画に生かしていますか。			
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (2) 乳児保育		月	月	月
1	あなたは、一人一人の子どもの出生時の状況、その後の発育・発達など、生育歴を細かに把握するとともに、保護者の状況などの背景も理解していますか。			
2	哺乳瓶の消毒、調乳、沐浴の仕方など基本的な事柄や、子ども一人一人の健康状態などを、随時職員相互で確認し合っていますか。			
3	授乳について、その子が欲しがるときにやさしく抱いて微笑みかけ、ゆったりと飲ませていきますか。			
4	離乳食は、家庭と連携をとりながら、一人一人の育ち具合やその日の体調に合うよう工夫していますか。			
5	おむつ交換は「きもちいいね」などとやさしく声をかけたり、マッサージしたりして、排便の回数、便性を把握して臀部を清拭していますか。			
6	赤ちゃんの目の動き、泣き声、しぐさ、片言をメッセージとして受けとめ、ほほえみ、要求に応じる言葉をやさしく返していますか。			
7	子どもを外気に触れさせたり、適度な戸外遊びをさせたりして、健康増進をはかるようにしていますか。			
8	喃語には、ゆったりと応えたり、やさしく話しかけたりして、発語の意欲を育てていますか。			
9	絵本を見せながら、その子の指すものに答えたり、やさしい言葉を添えたりして、あなた自らもそのやり取りを楽しむことができますか。			
10	あなたは、自分の服装の色合い、頭髪・爪などの清潔や、室内の清潔にも配慮していますか。			
11	寝返りができない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせるようにするとともに、睡眠時の姿勢、かけ布団、呼吸等の確認をしていますか。			
12	一人一人の生活リズムの欲求、その日の体調等を把握した上で、睡眠の時間を調節したりする柔軟性を持ち合わせていますか。			
13	連絡ノートを活用するなどして、保育所以外での子どもの様子も把握するように努めていますか。			
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください				
<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]				
2 保育の内容 (3)3歳未満児保育(1・2歳児保育)		月	月	月
1	大勢の子どもを保育するときでも、あなたを独占したがるその子の気持ちも十分に満たすなど、子どもの背景に配慮しながら、個別対応の努力や工夫ができていますか。			
2	「できない、やって！」と甘えてくるときは、その都度、その子の気持ちを受けとめ、一人一人の発達に応じて要求を満たす援助をしていますか。			
3	あなたは子どもの「これなーに?」、「どうして?」などの繰り返しの質問に、忙しいときでもできるだけその都度答えようとしていますか。			
4	探索活動が十分行えるよう、安全にはよく気を配りつつ、環境を整えたうえで、子どもが要求する行動を容認できますか。			
5	着替えや食事などの時には、その子に応じた手助けやことばかけをしながら、時間を要しても自分からしようとする気持ちを大切にしていますか。			
6	食べ物をこぼしたり汚したりしながらも、子どもが自分で食べる意欲を育てるために、楽しい雰囲気ですごいことを第一に考えていますか。			
7	子どもがおもちゃの取り合いなどでぶつかり合うとき、危険のないよう配慮しつつ、子どもの発達の程度や心の動きを考えながら、しばらく見守ることができますか。			
8	「おや、なんだろう?」、「これで遊ぼう」と好奇心や興味を引き起こす教材や素材、場を用意する心配りをしていますか。			
9	散歩の時、保育者も一緒に楽しみながら、花や葉、虫や動物などを見つけたりして、子どもとともに自然物や動物への興味・関心をもつことを大切にしていますか。			
10	子どもと会話するときに、その子の目線に合わせて話をゆっくり聞いて、子どもの話したい気持ちや伝わった喜びを共感していますか。			
11	あなたは、自分の表情に配慮しながら、子どもにわかるように、ゆっくり、はっきり、おだやかに、具体的な短い言葉で語りかけていますか。			
12	子どもに「絵本を読んで」、「遊んで」と言われた時に、場面に応じて「待って」と言った場合にも、その理由を伝え、その子の気持ちに応えていますか。			
13	歌を歌ったり、リズムにのって体を動かすとき、あなたは歌や動きを子どもに合わせ、一緒に楽しむことができますか。			
14	わがままで「いやだ」という子どもの内面に配慮しながら、その子の気持ちを肯定的な方向に向けるようにしていますか。			
15	自分の思いどおりにならず、おこったり泣いたりする子どもに対して、ていねいに話してきかせたり、気持ちを切り替える時間をとり、ゆったりと待つことができますか。			
16				
17				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (4)3歳以上児保育 ア、基礎的事項		月	月	月
1	子どもが緊張したり、不安を感じたときにはあたたかく受けとめ、母親のようにやさしく接するなど、家庭的な雰囲気作りに心がけていますか。			
2	あなたは、子どもが安心して自分の気持ちを伝えられるように、いつも心を開いて、信頼関係を作る努力をしていますか。			
3	子ども一人一人の背景や保護者の状況を理解し、受けとめて、安心して甘えられるように、その子の気持ちに寄り添い、支えていますか。			
4	あなたは、今まで大事に飼っていた小鳥などの小動物が死んだとき、子どもと悲しみを共有し、生命の大切さを伝えていますか。			
5	子どもが自己表現できるように、その時どきの要求や気持ちを読み取り、どの子どもも自分が愛されていると実感できるように接していますか。			
6	子ども一人一人の必要に応じて、心も体もゆったりとくつろげるための空間と時間をつくりだす努力をしていますか。			
7	少しでも普段と違う具合の悪そうな子どもに気づいたら、自分から体の不調を訴えられるように、やさしく問いかけていますか。			
8	日常の生活でのしぐさをよく観察して、行動や身体の異常などの早期発見に努めていますか。			
9	季節感を味わえる環境を整えたり、心地よい音楽を流すなど、なごやかにくつろいで過ごせる室内の環境づくりを心がけていますか。			
10				
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (4)3歳以上児保育 イ、健康		月	月	月
1	あなたは、「食育」の考え方を大切にし、食事を「楽しく・おいしく」味わえるように、テーブルの配置や飾りつけなども工夫していますか。			
2	「食育」の活動の一環として、調理をしているところを子どもに見せたり、栄養士や調理員の話聞かせたりして、子どもが食材や食事に興味を持つようにしていますか。			
3	給食のメニューやレシピ、食に関する情報を保護者に知らせるなど、発育期にある子どもの食事の大切さに関心をもってもらおう努力をしていますか。			
4	天気の具合や活動内容・程度に応じて、衣服の着脱、調節を子ども自らが考えられるように言葉をかけていますか。			
5	トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人の排泄の欲求に合わせるようにしていますか。			
6	おもらしをしたり、排泄の後始末がうまくいかなくても、さりげなく対応し、自分でできるように個別の指導がなされていますか。			
7	子どもたちが快い疲労感を感じて昼寝に入れるよう、十分な遊びの場や時間を設けるようにしていますか。			
8	昼寝の時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにしていますか。			
9	清潔でいることは気持ちよいことと子どもが知るために、手洗い場、トイレなどをいつもきれいにしていますか。			
10	子どもがいろいろな楽しさを味わうため、散歩など戸外に出かける機会を積極的に多く取り入れていますか。			
11	子どもが外で十分に体を動かして遊びに興ずることができるように、日頃から園庭や固定遊具の整備をしていますか。			
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (4)3歳以上児保育 ウ、人間関係		月	月	月
1	「保育所の先生が好きだ」といった幸福感を味わえるために、子どもが充実できる活動や場を日頃から用意していますか。			
2	あなたは、子どもが嬉しいときや悲しい時や、また困ったり戸惑ったりしたときに、それを伝えたい存在となっていますか。			
3	自己を表現する力や相手の言うことをきく姿勢がもてるよう、あなたはそれぞれの子どもの立場や気持ちをくみ取った仲立ちをしていますか。			
4	あなたは、その子の発達の段階を理解して働きかけながら、子どもが約束の大切さや決まりに気づき、それを守ろうとする態度を養うように努めていますか。			
5	遊びの中で子どもたち自らが試行錯誤しながらつくっていくルールを、大切に見守ることができますか。			
6	子どもたちのけんかやぶつかり合いを、友だちを知る機会や、社会性が育つ過程として受けとめ、その育ちを見守ることができますか。			
7	一人一人の興味や発達に応じた取り組みをして、子どもたちが一緒に関わりあう喜びを味わう場や機会を用意できていますか。			
8	縦割保育などのとき、発達や生活経験の違いに着目して、それぞれの子どもがもっている課題を見い出すことができますか。			
9	高齢者や実習生、中、高生等を受け入れるときに、子どもがとまどいながらも楽しめるように援助し、人間関係を学ぶ機会としていますか。			
10				
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (4)3歳以上児保育 エ、環境		月	月	月
1	今日咲いた花、飛んできた鳥や虫など、それぞれの季節ならではの子どもの感動が、あなた自身のものとして受けとめられていますか。			
2	庭や散歩で拾ってきた木の葉・木の実など、いろいろなものを比べたり調べたりして、自然の不思議さや面白さを子どもたちと共感するとともに、物の性質や数・量などに対する興味を育てていますか。			
3	春に花が咲き、冬には葉が落ちるなど自然の営みについての子どもの疑問にわかりやすく答えることができますか。			
4	子どもの質問や疑問に、すべて答えたり、すぐに回答を出すのではなく、実物を見せたり図鑑などで調べたりする誘いかけもしていますか。			
5	朝顔の栽培、オタマジャクシの飼育など身近な自然物からでも、動植物の成長の過程を子どもとともに楽しんでいますか。			
6	あなたは、最近の社会の出来事に目を向け、理解したうえで、子どもの興味・関心に沿うかたちでわかりやすく説明することができますか。			
7	地域の公共施設やそこで働く人々と子どもの生活とのかかわりについて、正しく伝えていますか。			
8	子どもが自由に取り出して遊べるよう、遊具・用具などの構成を整え、その量や補充について工夫していますか。			
9				
10				
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (4)3歳以上児保育 才、言葉		月	月	月
1	言葉は、コミュニケーションや思考・行動のために不可欠なものであることを認識し、幼児期に言葉を豊かに身につけられるように努力していますか。			
2	子どもたちが、生活や遊びを通して、生きた言葉を多く自分ものどできるよう工夫していますか。			
3	日頃あなたは、声の大きさに気をつけ、わかりやすい、子どもへの心を込めたあたたかな言葉づかいでゆっくり話すようにしていますか。			
4	子どもが登園してきたとき、いつもさわやかに挨拶をし、その時々に必要な言葉をかけるようにしていますか。			
5	絵本や童話を読み聞かせるときは、文章の美しさや言葉のリズムの面白さに気を配り、その物語性や、伝統のすばらしさを伝えるようにしていますか。			
6	紙芝居や絵本の読み聞かせで、子どもが感動したり想像力を膨らませるように、あなた自身もその内容を楽しんでいますか。			
7	子どもが話しかけてきたとき、その内容や結論がわかっても、ゆっくり聞いて会話したい気持ちを満ち、言葉で伝えあう場を大切にしていますか。			
8	あなたは、子どもの目をやさしく見つめながら気持ちを合わせ、その子の言葉だけではなく、目の動き、顔の表情、体全体のしぐさにも注意を払っていますか。			
9	子どもと一緒に美しい花を目にしたときなど、あなたは「きれいね」だけではなく、もっと多様な言葉でその感動を表現していますか。			
10	あなたは、「早く～しなさい」、「だめ」、「いけません」などの指示・命令する言葉や禁止語をできるだけ使わないようにしていますか。			
11	子どもに言い聞かせるときには、問い詰めたり、押し付けたりせずに、子ども自ら考えるきっかけになるようなわかりやすい言葉づかいをしていますか。			
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (4)3歳以上児保育 力、表現		月	月	月
1	見たこと、感じたものに対して、言葉、絵、造形、からだ、音などその子が最も好きな、得意とする方法で表現することを大事にしていますか。			
2	あなたは、その子が感じたままを作品や動きなどで表現していることをくみ取ることができますか。			
3	あなたは、絵などの作品に、その子の喜びや悲しみ、驚きなどの感動を読み取ろうとしていますか。			
4	活動の場面に応じて、リズムやボリュームなどに配慮して子どもの耳に快く響く音を提供していますか。			
5	鈴、カスタネットなどのリズム楽器を活用し、子どもが音色やリズムの楽しさを満喫できるようにしていますか。			
6	友だちとの合奏が、一人で楽器を鳴らすこととは違った楽しさもあることを体験できるよう、あなたは盛り上げる役を果たしていますか。			
7	子どもが自分の作品を大切にされていると感じられるように、展示のしかたなどを工夫していますか。			
8	子どもが、いつでもすぐ使えるように、クレヨン・絵の具・粘土・紙などを手近に用意していますか。			
9	ハサミなど危険を伴う道具には、正しい使い方や後片づけのしかたを日常的に指導していますか。			
10	子どもたちの遊びに、身体を使った様々な表現遊びを多く取り入れていますか。			
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (5) 特別な配慮や支援を必要とする子ども(障がい)の保育		月	月	月
1	保育所は、障がいをもつ子どもそうでない子ども「共生」「共育」の観点から、当たり前のこととして保育するという考え方にあなたは共感しますか。			
2	障がい児が入所した時、安全管理や個別対応などその子を受け入れるための保育を、積極的に進めようと考えていますか。			
3	障がい児について素朴な疑問を投げかけてくる子に対して、必要に応じて障がいの性質や行動の困難さなどについて、丁寧に説明していますか。			
4	あなたは、障がいのある子どもそうでない子ども互いの良さを感じとり、楽しく交流できる雰囲気づくりに励んでいますか。			
5	あなたは、障がい児の世話をし過ぎる子どもや、逆に無関心な子どもの存在に気づき、それへの配慮を心がけていますか。			
6	あなたは保育所でのケース会議で積極的に議論することにより、保育所内の障がい児への理解を深めるよう努力していますか。			
7	あなたは、障がい児により適切な保育をするために、様々な専門機関等と連携をしていますか。			
8	障がい児の保護者が様々な苦しみや悩みを抱えてきていることを触れ合う中で感じることはありませんか。			
9	日常的に障がい児の保護者との話し合いの場等を設けて、不安や焦り等悩みを抱えている保護者の気持ちの援助に心がけていますか。			
10	就学に向けて相談する障がい児保護者に対して、保護者が自分で方向を決めていけるように相談に応じたり、情報提供をしたりしていますか。			
11	障がい児を受け入れている保育所の方針を、すべての保護者に理解してもらえるように努力していますか。			
12	障がい児保育をより豊かなものにするために、子どもたちにふさわしい環境・物的環境(遊具等)を整えるなどの努力をしていますか。			
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (6)行事		月	月	月
1	あなたは、保育所が従来から続けてきた「行事」について、その意味について十分に考えてから、保育の中に組み込んでいますか。			
2	「行事」を保育に取り入れるときには、それが子どもの健やかな育ちにつながる意味をもつことを意識していますか。			
3	みんなで楽しむとともに、一人一人が十分に自分の力を発揮できるような「行事」となっていますか。			
4	あなたは、子ども達にとってその季節や時期にしか味わえない有意義な体験となる「行事」に工夫を凝らしていますか。			
5	子ども達が期待をもって「行事」に参加できるよう、年間計画の段階から子どもの主体性を尊重する保育場面を用意していますか。			
6	「行事」に参加することを嫌がる子どもには、その気持ちをくみ取って、行事の中でその子が活動できる場面を用意していますか。			
7	保護者が参加する「行事」のときには、保護者の評価にあまりとらわれず、日常の子どものありのままを見てもらう気持ちのゆとりをもっていますか。			
8	あなたは、「行事」が子どもの生活や遊びから発展していくように、日常の保育の積み重ねの結果となるよう心がけていますか。			
9	保護者や地域住民にも参加してもらうような「行事」については、園だよりや広報紙等で事前にその趣旨を説明し、理解や協力を要請していますか。			
10	子どもも保護者も期待感をもつ「行事」には、あなた自らも喜んで余裕をもって参加できていますか。			
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容 (7)延長・一時預かり		月	月	月
1	長時間にわたる保育をうける子どもには、特に畳やカーペットで寝転ぶことができるようにするなど、家庭的雰囲気配慮していますか。			
2	次々にお迎えが来る中で、「ママ来ないね」のつぶやきに対して、その子の気持ちを受け止めて、安定した気持ちで待つことができるよう適切な対応をしていますか。			
3	あなたは延長保育で一人一人が好きな遊びができるように配慮していますか。			
4	延長保育の子どもには、担任でなくても、保育所での様子が保護者に十分伝わるよう、連絡ノートやお便りを活用していますか。			
5	延長保育の時間帯には、とりわけ異年齢の子ども同士で遊べるような工夫をしていますか。			
6	一時預かり保育の申し入れには、保護者の事情等の子どもの背景を十分に考慮しつつ、その子を受け入れることができますか。			
7	一時預かり保育で受け入れた子どもが、集団の中で遊べるよう、遊びを工夫したり仲立ちしたりしていますか。			
8	一時預かり保育で受け入れる子どもが安定できるよう、遊びのコーナーや遊具・教材などの準備に配慮していますか。			
9	一時預かり保育や延長保育の子ども保護者に、緊急の連絡が取れるような手だてを確認していますか。			
10				
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

3 保健活動・安全管理		月	月	月
1	身長・体重等の測定や医師の診断から、発育・発達の状態を把握して、それを保護者や他の職員に伝えるとともに、日常の保育に生かしていますか。			
2	その子の体調の微細な変化や異常に速やかに対応するために、日常的な体調や機嫌の状態をつかむように努めていますか。			
3	あなたは、子どもに何んらかの異常がみつかった場合、より適切な処置ができるように、嘱託医の指導を受けるなど日頃から学習をしていますか。			
4	あなたは健康観察で子どもの健康状態をある程度判断することができますか。			
5	子ども一人一人の体調をしっかり把握し、食事の量や内容を変えるなどの配慮をしていますか。			
6	あなたは、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態を観察するなど、SIDS等への予防に努めていますか。			
7	アトピー性皮膚炎・食物アレルギー等の子どもに対して、医師の指導の下に適切な対応をしていますか。			
8	あなたは、日頃から虐待の早期発見を心がけ、虐待が疑われる場合には、園長に伝えるなどの防止策を考えていますか。			
9	備品棚やピアノなどの転倒防止、その他事故が起こらないように、あなたの保育室内外の安全点検を、毎日怠らないように努めていますか。			
10				
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

4 保護者・地域社会・関係機関との連携		月	月	月
1	保育所での様子を伝え家庭での様子を聞かなかで、子どもの育ちを保護者とともに、考え、喜びあうことができますか。			
2	その日の子どもの健康状態や興味を持った遊びなど、必要に応じてお迎え時の保護者に丁寧に伝えるよう努めていますか。			
3	保護者から突然、お迎えが遅くなると連絡があった時にも、快く対応するよう努めていますか。			
4	保護者が育児の悩みや心配事を話してみたくなり、一緒に考えてくれる存在であると思えるよう、あなたはこちらからすすんで触れ合うことを心がけていますか。			
5	たとえあなたの保育に批判的な保護者であっても、対立せずに受容し、意見や要求を聴こうとする姿勢が持てますか。			
6	あなたは、保育に関する保護者の考えや提案を積極的に聴き、保育の流れの中で適切と思うものについては、園長等と話し合ったうえで受け入れるよう努めていますか。			
7	あなたは連絡帳を、保護者がその内容をよく理解でき、楽しみにするような書き方をしていますか。			
8	保護者同士が相談相手になれるよう、お互いをよく知り合う機会を多く設ける努力をしていますか。			
9	老人会、町内会など地域組織と連携するとき、保育士としてどういう役割を担うべきか、考えたことがありますか。			
10	あなたは、保育所が地域の中学・高校の生徒との交流をしたり、実習を受け入れるときに、面倒がらずに指導することができますか。			
11	散歩や行事などで、子ども達が地域の人々と触れ合う機会を持つようにするとともに、気持ちよく挨拶を交わしていますか。			
12	地元の公共機関を利用するなど、地域の人々にかわいがられて、子どもたちが豊富な社会体験を得られるようにしていますか。			
13	公園などの公共の場を使用した後は、あなたは子どもたちと一緒に清掃するなど、気を配っていますか。			
14	あなたは言葉が通じない外国人に、尻込みしないで身ぶり手ぶりでも対応できますか。			

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

5 地域の子育て支援		月	月	月
1	あなたは、日頃の保育内容、子どもたちへの保育方法のすべてが、地域の子育て支援に繋がっていることを自覚していますか。			
2	あなたは、保育所には子育て相談などの「地域の子育て支援」という役割が求められていることを受け止め、自分も積極的にかかわりたいと考えていますか。			
3	あなたは、相談の基本原則(受容・相互信頼関係・個別性・自己決定・秘密保持)について理解し、子育て相談の実践に生かしたいと考えていますか。			
4	あなたは、本来業務の保育に支障がない限り、電話相談などの子育て支援を行いたいと思いますか。			
5	あなたは、子育て相談を実施する際に連携関係機関等(保健センター・児童相談所・福祉事務所・医療機関等)の機能についてよく知っていますか。			
6	保育所が発信元になって、保育所の保護者以外にも子育ての大切さや喜びを伝える役割を担っていることを理解していますか。			
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

6 保育所の職務・役割分担		月	月	月
1	園長や主任の指示がどういう意図で出されているかわからないとき、あなたは質問をしたり意見を言ったりできますか。			
2	園長や主任などと意見が合わないとき、十分に話し合ったうえで、あなたは上司の指示に従うことができますか。			
3	登園を嫌がるが続くなど、問題を感じたとき、あなたは園長や主任、先輩保育士などに、その原因や対策の仕方を相談していますか。			
4	あなたは、職員会議で必要と思う質問や意見をはっきり発言することができますか。			
5	職員会議等で自分の意見⇒考えと違う結論が出たときも、それに従って気持ちよく協力し、実行できますか。			
6	栄養士など保育士以外の職種の人たちが保育にかかわるとき、その人たちへの気配りや協力関係に配慮するとともに、保育士としてのあなたの役割が何であるか理解していますか。			
7	あなたは、保育士として他の職種の職員やパートの人たちにどんな役割を果たしてほしいか、具体的な期待をもっていますか。			
8	あなたは、欠勤した日の出来事や連絡・注意事項は、自分から尋ねて理解するなど、職員間の連携に努めていますか。			
9	あなたは、自分のクラスのものでなくても、教材・教具などの管理が不備であれば、自らすすんで整えることができますか。			
10	あなたの本来の業務以外に保育所にかかわる仕事を頼まれたとき、それも職務の一端と考え、責任をもって引き受けていますか。			
11				
12				
13				
14				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

7 保育士としての資質向上		月	月	月
1	あなたは、保育士としての責務と誇りを自覚して、人間性と専門性の向上に努めていますか。			
2	あなたは、自分の保育を振り返り、問題点や課題を見つけることができますか。			
3	自分の保育に対する同僚や上司からの批評や意見を感情的にならず謙虚に聞き、時には反省することができますか。			
4	保育をする中で生じた疑問や悩みを、同僚や上司にわかるように説明することができますか。			
5	あなたは、その日の子ども一人一人の活動や姿をしっかり記録に留めることができますか。			
6	あなたは、どのような子どもについても、一人一人の課題をみつけ、ケース会議をすることができますか。			
7	あなたは、保育の悩みや疑問を解決するために、研究・専門書を見つけて、そこから学ぶことができますか。			
8	あなたは、他のクラスの保育について、疑問や感想・意見をお互いの向上のために、言葉に配慮しながら素直に述べるすることができますか。			
9	あなたは、研修で得た内容・成果は、園の職員にわかるように丁寧に説明し、意見交換をするために役立てていますか。			
10	あなたは、積極的に研究グループやサークルに参加して独自に勉強していますか。			
11	あなたは、研修会の機会があれば、自費でも参加したいと思いませんか。			
12	あなたの保育実践について、園長はじめ他の職員が把握できる保育日誌などの記録が書けていますか。			
13				
14				

新潟市 園長・主任保育士自己評価



年度

氏名

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

1 保育の基本理念

月 月 月

1	全ての子どもについて、一人一人の存在とその人権を尊重していますか。			
2	日頃から「保育所保育指針」をよく読み、その理念を理解したうえで保育内容や保育方法を考える時のガイドラインとしていますか。			
3	子どもの最善の利益を考慮した保育理念や方針・目標が明示され、全ての職員が理解し、日々の保育の中で具体的に実践されていますか。			
4	保護者や地域社会に、保育所が行う保育の内容を適切に説明していますか。			
5	保育所独自の保育課程ができていますか。			
6	保育課程をもとに、年間指導計画他の保育の計画がたてられていますか。			
7	入園する子ども等の個人情報適切に取り扱っていますか。			
8	保護者の苦情などに対し、苦情解決体制の整備に努め、その対応が適切に行われるようにしていますか。			
9				
10				
11				
12				
13				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 全体的な計画(保育課程)の編成		月	月	月
1	全体的な計画(保育課程)の編成にあたっては、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮しましたか。			
2	全体的な経過期(保育課程)の編成にあたっては、子どもの生活や発達の連続性に留意し、創意工夫して保育できるよう編成しましたか。			
3	すべての職員の役割分担と協力体制を整えていますか。			
4	自己評価にあたって、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定していますか。			
5	すべての職員が共通理解を持って、自己評価に取り組んでいますか。			
6	評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていますか。			
7	保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞いていますか。			
8	就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図っていますか。			
9				
10				
11				
12				
13				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

3 健康及び安全

月 月 月

1	保育中の事故防止のために施設環境の管理、遊具などの安全点検をチェックリストを活用して毎日行っていますか。			
2	保育所の防災計画及び不審者対応マニュアル等を整備し、全職員に周知していますか。			
3	突発的な事態、事故や災害が発生した際はマニュアルなどを通して迅速で適切な判断ができますか。			
4	子どもの健康及び安全について、地域の関係機関等と連携を図っていますか。また、保護者とも連携を図り日頃から保育所の取組について周知するよう努めていますか。			
5	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、発生が疑われる場合は必要に応じて関係機関へ連絡し、その指示に従うとともに保護者や全職員に連絡と協力を求める体制ができていますか。			
6	虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に通告をし、適切な対応ができるように体制を整えていますか。			
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

4 保護者支援・地域・関係機関との連携		月	月	月
1	保育時間の延長など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めていますか。			
2	地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材の活用に努めていますか。			
3	地域の子どもをめぐる諸問題に対し、関係機関との連携、協力して取り組めるよう努めていますか。			
4	子どもと保護者の関係、保護者同志の関係、地域と子どもや保護者との関係を把握し、それらの関係を高めるよう配慮していますか。			
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

5 資質向上

月 月 月

1	職員一人一人の保育の計画の策定⇒実践⇒評価⇒見直しにおいて、評価の結果を分析し(組織としてし取り組むべき)課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施できるよう指導していますか。			
2	法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、施設長としての専門性、人間性の向上に努めていますか。			
3	職員の自己評価を踏まえ、保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作っていますか。			
4	職員および保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施していますか。			
5	職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めていますか。			
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

新潟市 保育士自己評価



年度

氏名

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

1 保育の基本理念		月	月	月
1	すべての子どもについて、一人一人の存在とその人権を尊重していますか。			
2	子どもの最善の利益を考慮して、子どもの生活と健全な発達を保障することが保育所の重要な使命だと理解していますか。			
3	あなたの保育が、子どもの生涯の基礎を培う極めて大切な役割を担っていると認識していますか。			
4	保育所では、養護と教育が一体となっていて行われているということを意識して保育していますか。			
5	保育所には、入所している子どもだけでなく、広く地域の子育てを支援する社会的役割がある事を認識していますか。			
6	子どものありのままの姿を受け止め、主体者として健やかに成長することを願って保育をしていますか。			
7	子どもの生活リズムを大切に、情緒の安定した生活が送れる環境や、発達過程に応じた環境を整えていますか。			
8	一人一人の家庭環境を把握し、個人差に十分考慮しながら適切な援助をしていますか。			
9	子どもが熱中しているときは、保育の内容や流れに変更が生じて、危険のない限り活動を見守るなどの、柔軟な気持ちを持って保育をしていますか。			
10	日頃から、子どもに身体的苦痛を与えたり、人格を辱めるなど精神的苦痛を与えることがないようにしていますか。			
11	個人情報の保護に配慮し子どもやその家庭についての情報を、正当な理由なく漏らすことがないようにしていますか。			
12	子どもの国籍や文化・生活習慣の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう努めていますか。			
13	子どもの性差や個人差に留意し、性別などへの先入観による固定的観念や役割分業意識をうえつけないよう配慮していますか。			

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

2 保育の内容		月	月	月
1	保育の計画作成にあたっては、「保育所保育指針」を読み参考にしていますか。			
2	保育所の方針である保育課程をもとにして、保育の計画を作成していますか。			
3	保育の計画作成にあたっては、子どもの発達過程を見通してねらいや内容を設定していますか。			
4	保育の計画は、教育的側面(五領域の視点)と養護的側面(基礎的事項)がしっかり盛り込まれていますか。			
5	保育の計画作成にあたっては、地域の実態(地域の自然、人材、行事など)や保護者の意向・希望などを考慮していますか。			
6	一人一人の発達過程や興味の状況を十分に把握して、保育の計画を作成していますか。			
7	保育の計画は具体的なねらいが達成されるよう、子どもの意欲を誘う環境を構成し、子どもが主体的に活動できるように作成していますか。			
8	複数担任の場合、よく話し合ってお互いの考えを十分に理解した上で保育の計画を作成していますか。			
9	園の保育理念や保育の計画のねらいや内容を、保護者に説明できますか。			
10	保育の計画のなかに、季節感や日本の伝統的な行事などを取り入れていますか。			
11	子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮していますか。			
12	自らの保育実践の振り返りを行い、その結果を次の保育の計画に生かしていますか。			
13				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

3 健康及び安全		月	月	月
1	一人一人の発育・発達状態を把握して、保護者に伝えるとともに他の職員と共有していますか。			
2	体調の些細な変化や異常に速やかに対応するために、日常的に体調や機嫌の状態をつかむように努めていますか。			
3	子どもに何らかの異常が見つかった場合、より適切な対処ができるように、日頃から学習をしていますか。			
4	健康観察の際は、健康状態(機嫌・顔色・体温・食事・午睡)を把握して、子どもの健康状態を判断することができますか。			
5	子ども一人一人の体調をしっかりと把握し、食事の量や内容を変えるなどの配慮をしていますか。			
6	睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察し、SIDS等の予防に努めていますか。			
7	子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、食に関する保育環境に配慮していますか。			
8	アレルギー疾患を持つ子どもに対して、医師の指導のもとに保護者と連絡をとり日常的に注意をはらっていますか。			
9	日頃から虐待の早期発見を心がけ、虐待が疑われる場合の対応策を全職員で共有できるような体制を考えていますか。			
10	安全点検表に基づいて、日々安全な環境作りに努めていますか。			
11	自然災害や火災に備えて積極的に避難訓練等に参加し、非常時に何をどのようにしなければならぬのか理解していますか。			
12	怪我や事故には特に気をつけ、年齢に応じた適切な環境構成や言葉がけを行っていますか。また ヒヤリハットの記録を残していますか。			
13	不審者が侵入した場合に備えて、子どもの安全を確保するための対応策を日頃から職員間で確認していますか。			

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

4 保護者支援・地域・関係機関との連携		月	月	月
1	保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有していますか。			
2	保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する保育環境など、保育所の特性を生かして保護者支援を行っていますか。			
3	一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう適切に支援していますか。			
4	子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者一人一人の自己決定を尊重していますか。			
5	子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図っていますか。			
6	子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して、保護者に対する支援を行っていますか。			
7	保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。			
8	子どもに障がいや発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関との連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めていますか。			
9	子どもたちが地域の人々とふれあう機会を持ち、豊富な社会体験を得られるようにしていますか。			
10	保育内容の全てが地域の子育て支援につながることを自覚していますか。			
11	保育所は地域にも子育ての大切さや、喜びを伝える役割を担っていることを理解していますか。			
12				
13				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、
4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

5 保育所の職務・役割分担		月	月	月
1	保育所は職員全員でひとつのチームであることを意識していますか。			
2	園長や主任の指示がどういう意図で出されているかわからないとき、質問をしたり意見を言ったりできますか。			
3	園長や主任などと意見が合わないとき、十分に話しあううえで上司の指示を受け入れることができますか。			
4	登園を嫌がるが続くなど、問題を感じたとき、園長や主任・先輩保育士などにその原因や対策のしかたを相談していますか。またその結果を職員間で伝達していますか。			
5	職員会議で必要と思う質問や意見をはっきり発言することができますか。			
6	職員会議等で自分の意見や考えと違う結論が出たときも、それに従って気持ちよく協力し、実行できますか。			
7	保育士以外の職種の職員が保育にかかわるとき、その人たちへの気配りや協力関係に配慮していますか。			
8	保育士として、他の職種の職員や臨時職員に役割を理解してもらえるように伝えていきますか。			
9	不在日の出来事や連絡・注意事項は、自分から尋ねて理解するなど職員間の連携に努めていますか。			
10	自分のクラスの教材や備品を責任をもって毎日点検・管理していますか。			
11	たとえ自分のクラスのものでなくても、遊具・用具などの管理が不備であれば自らすすんで整えることができますか。			
12	保育所にかかわる仕事(環境整備など)は、それも職務の一端と考え積極的に行っていますか。			
13				

あなた自身の保育を振り返りながら、次の項目について、あなた自身十分できていると思いますが、4段階で自己評価してください

<評価基準> 十分できている[4] ほぼできている[3] やや不十分である[2] 不十分である[1]

6 資質向上に向けた姿勢		月	月	月
1	自分自身の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任を理解し自覚していますか。			
2	保育実践や研修などを通して自分自身の保育の専門性を高めるとともに、他の職員と共通理解を図り協働性を高めていますか。			
3	職員同士及び、子どもや保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め喜びや意欲を持って保育に当たっていますか。			
4	その日の子ども一人一人の活動や姿を把握し、伝えたり記録をしていますか。			
5	どのような子どもについても一人一人の課題を見つけ、個々に応じた柔軟な対応ができるように努めていますか。			
6	他のクラスの保育についてお互いの向上のために、疑問や感想・意見を交換することができますか。			
7	保育所内外の研修などを通して得た知識や技術を、他の職員にもわかるように伝えることができますか。			
8	自己評価に基づいて、自分自身の課題を持って主体的に学んでいますか。			
9				
10				
11				
12				
13				

教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

[第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）](#)

[第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）](#)

[第三章 教育行政（第十六条・第十七条）](#)

[第四章 法令の制定（第十八条）](#)

[附則](#)

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉法

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

○2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

○3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

○4 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

○5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得な

い事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

○6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項 又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

○7 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

○2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第四十八条の四 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

○2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。



3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

	幼稚園	保育所	新しい幼保連携型認定こども園
性格及び根拠法	学校教育法第22条による就学前教育の学校	児童福祉法第39条による児童福祉施設	新認定こども園法(※)第2条に定義される施設(学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業)
所管行政省	文部科学省	厚生労働省	内閣府(文部科学省、厚生労働省も共管)
設置の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する(学校教育法第22条)	日々保護者の委託を受けて保育を必要とする乳幼または幼児(特に必要のあるときは、日々保護者の委託を受けて、その他の児童)を保育する(児童福祉法第39条)。	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う(新認定こども園法第3条)
設置主体	国、市町村、学校法人、その他の法人、個人	市町村、社会福祉法人、その他の法人、個人	国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
入園(所)の条件	3歳以上の幼児で保護者と園との契約による	政令準則に従って、市町村が定めた条例に基づいて、市町村長が「保育に欠ける」と認める児童、私的契約(定員内)。	満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども。市町村が調整(公的契約)
対象児の年齢	3歳から就学前の幼児	0歳から就学前の乳幼児	小学校就学前の子ども
教育・保育時間	1日4時間を標準とする	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮して保育所の長が定める(児童福祉施設最低基準第34条)	国の基準に基づき、都道府県等が条例で基準を定める(以下、「条例等」と表記)
教育週数・保育日数	年間39週以上(学校教育法施行規則第37条)	規程なし	条例等
保育内容	幼稚園教育要領(2008文部科学省告示)	保育所保育指針(2008年厚生労働省告示)	幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)
保育者	呼称	教諭	保育教諭
	免許/資格	幼稚園教諭普通免許状専修・一種・二種(教育職員免許法)	幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ保育士登録簿に登録した者
職員	認定者/授与者	都道府県教育委員会	(上記のように、免許または資格の併有が原則のため、左記の2つ認定者または授与者が該当。)
	必置	園長、教諭(教頭)	園長、保育教諭
給食	任意、	義務	条例等
	一学級あたりの幼児数	35人以下を原則とする	条例等
保育者一人あたり幼児数	35人以下	乳児おおむね3人につき1人以上 満1~3歳おおむね6人につき1人以上 満3~4歳おおむね20人につき1人以上 満4歳以上おおむね30人につき1人以上 ただし2人を下ることはできない	条例等
小学校との関連	幼稚園幼児指導要録	保育所児童保育要録	幼保連携型認定こども園園児指導要録
保育料の負担	保護者の負担(応能負担の原則)	国の示す徴収基準に従い、市町村が定めた条例により、保護者の収入に応じて負担する(応益負担の原則)。最低0円、最高保育単価	市町村が設定(応能負担) 一定の要件の下、施設による上乘せ徴収が可能
保護者以外の費用負担	就園奨励費の補助	保育所措置総額から国基準の保育料を差し引いた差額を国と地方公共団体で負担	施設型給付(市町村)が基本

※新認定こども園法=改正語の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

研修報告（実践ノート）	確認印		記録者
			㊞
研修名 新潟県障がい児保育研修会			
・ 研 修 内 容		・ クラスの様子	
<p>「子どもの特性を踏まえた保育支援」という講義の中での一部</p> <p>・ 保育指導で難しさを感じる子ども達 ↓ 情緒不安定な子ども達の保育子ども達との関わりの中で、</p> <p>* おこりんぼさんが友達とトラブルになった時の対応 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 気持ちの整理 </div> <div style="margin-top: 20px;">  <ul style="list-style-type: none"> 5 とても強い 4 強い 3 普通 2 弱い 1 とても弱い </div> <p>「気持ちの温度計」で怒っている気持ちを測ると何度？などと聞いて深呼吸させて気持ちを整えるという対処法があった。</p>		<p>・クラスの中で気になっていた事 ↓ 保育室の中で大きな声を出して近くの友だちと話す子がいる ↓ すると他の子も聞こえるようにと更に大きな声で話始める ↓ 「静かにしようね」「声が大きだね」などの声掛けで促すしかなかった。</p>	
		・ 実 践 内 容	
		<p>・ 研修で学んだ「気持ちの温度計」を応用し、「声の温度計」を作り、クラスの子どもたちに知ってもらう。</p> <div style="margin-top: 20px;">  <ul style="list-style-type: none"> 5 とても大きな声 4 大きな声 3 グループの友だちに聞こえる声 2 小さな声(隣の友だちに聞こえる声) 1 とても小さな声(耳元で囁くような声) </div> <p>・ 1～5の声の大きさを実際に出して聞いてみる。</p> <p>・ 保育室の中で友だちと話すときは2か3の声だよ、という話をする。</p>	

・実践経過	・結果・改善点
<p>・部屋に「声の温度計」の表を張り、話をするだけでなく、目で見確認できるようにする。</p>  <p>・時間がたつとだんだん声が大きくなる子がでてきたが、表に気付いた子が、「声が大いよ、3の声だよ！」と声をかける姿が見られるようになった。</p> <p>・日を追うごとに、クラスの子どもたちの間で随分「声の温度計」が浸透してきたように思う。</p>	<p>・大きな声を不快に感じる子がクラスにいる為、自分たちで少し意識して声の大きさに気付けるようになってきて良い方向に向かっていると思う。</p> <p>・友だちの声の大きさに気付くようになってきたので、自分の声にも注意を払うことができるよう引き続き実践していきたいと思う。</p> <p>・継続することで更にクラスに浸透していくと思うので、引き続き実践していきたい。</p> <p>【園長、主任等の助言】</p> <div data-bbox="758 1176 1452 1534" style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>話をすることだけでなく、視覚で示すことは支援の必要な子だけでなくクラス全員に有効ですね。他のクラスにも活用できそうです。引き続き実践していき更にクラスに浸透していくと良いですね。</p> </div>
<p>・自己評価</p>	
<p>・研修での内容を自分のクラスの気になっていた事象に応用することができてよかった。視覚に訴えることでより分かりやすく子ども達も意識しやすくなったように思う。今後も研修で学んだことを実践し、日々の保育に生かしていけたらと思う。</p>	

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容	研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の意義 乳児保育の環境 乳児への適切な関わり 乳児の発達に応じた保育内容 乳児保育の指導計画、記録及び評価 	④食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 食育計画の作成と活用 アレルギー疾患の理解 保育所における食事の提供がガイドライン 保育所におけるアレルギー対応がガイドライン
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の意義 幼児教育の環境 幼児の発達に応じた保育内容 幼児教育の指導計画、記録及び評価 小学校との連携 	⑤保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康安全管理 保育所における感染症対策がガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の理解 障害児保育の環境 障害児の発達の援助 家庭及び関係機関との連携 障害児保育の指導計画、記録及び評価 	⑥保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 地域における子育て支援 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自国の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 リーダーシップ 組織目標の設定 人材育成 働きやすい環境づくり 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じて保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育における環境構成 子どもの関わり方 身体を使った遊び 言葉・音楽を使った遊び 物を使った遊び

児童憲章

昭和26年5月5日
宣 言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの最善の利益とは

児童の権利に関する条約より（1989年国際連合採択）

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が考慮されるものとする。

子どもの権利条約（1994年日本政府批准）

子どもの権利条約

この条約は次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。
そして子どもにとって一番いいことは何かということ
を考えなくてはならないとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。
病気や怪我をしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

第18条（子どもにとってもっともよいことを）

1 子どもの関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

平成17年5月16日

「個人情報保護に関する保育士の留意事項～よりよい保育実践のために」

全国保育士会

1. はじめに

平成17年4月1日、個人情報保護法（以下、「法」）が全面施行されました。これに伴い、保育所においても個人情報保護に対する積極的な取り組みが求められるわけですが、この法律に関わらず、利用者に関する容易に知り得ない情報を多く有する保育所は、個人情報の取扱いに今まで以上に留意しなければなりません。

介護保険事業等の一部を除く社会福祉事業を実施する事業者に対しては、平成16年11月に厚生労働省から「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」が示されていますが（介護保険事業を実施する事業者向けには、別途「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が作成されている）、保育士が現場実践において特に留意すべきことを、以下に記します。

なお、ここに記されていない内容や、ここに記されていても実践場面での戸惑いなどがある場合には、事務局に連絡ください。この「留意事項」の質をさらに高めたいと考えています。

2. 全ての保育士が取り組む

「法」は、5,000を超える個人情報を有している事業者を対象としています。

この「5,000件」は保育所を利用する子どもの数のみならず、その家族、保育所職員、ボランティア、実習生など、当該保育所が有する全ての個人情報の数を含めることとなります。また5,000件以下であっても、保育所は子どもとその保護者に関する多くの個人情報を有しており、良質な保育サービスの提供と保護者や地域との信頼関係の構築という観点からも、全ての保育所において「法」やガイドラインに則った積極的な取り組みを行うとともに、保育士においては専門倫理に則った適切な対応を常に行っていく必要があります。

なお、「法」がいう「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とされています。したがって匿名化（＝氏名、住所など特定の個人を識別することのできる情報を取り除くこと）された情報は、「個人情報」ではなくなり、法やガイドラインの対象外となります。

3. 利用目的の特定と本人の同意

個人情報保護における重要な柱の一つは、「利用目的の特定」と「本人の同意」にあります。児童福祉法においては保育士に守秘義務を課し、「全国保育士会倫理綱領」においても「プライバシーの保護」を掲げていますが、「法」の趣旨は単に「情報を漏えいしない」ということだけでなく、利用目的の範囲内で利用すること、そして、第三者提供等に関する要件を定め「本人の同意を得た範囲内で情報を利用する」ことにあります。

つまり、利用目的が不明確な情報を得ることは好ましくありません。保育実践のために必要な情報のみを、収集することになります。

このように、個人情報の取扱いに常に細心の注意を払うことにより、利用者との信頼関係を構築し、安心して子どもを預け、ともに子育てをしていくことが最も重要なことと考えます。

各保育所においては既に「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」や「個人情報保護規定」などを作成していることと思いますが（作成していない場合は、全国経営協が作成した「個人情報保護に対する基本方針〈モデル〉」及び「個人情報管理規定〈モデル〉」などを参考に早急に作成することが必要です）、予め保護者に対し、どのような場合に、個人情報を第三者に提供するかなど、利用目的をできる限り特定し、了解をえておく必要があります。

具体的には、「入園のしおり」などに記載するなどして、予め利用目的を明示して説明すると同時に、保護者が容易に見ることができる場所に掲示したり、ホームページに掲載したりするなど、常に保護者等が確認しうる状態にしておくことが求められます。そしてその際、保護者からの問い合わせなどに対応する窓口も明確にしておく必要があります。

保育所においては、しばしば保育の風景を写真撮影することがありますが、こういったことにも、予め利用目的として明示し保護者の理解を得ておく必要があると考えます。

4. 適正な取得と開示・訂正等

個人情報は、本人や保護者の同意をえたうえで取得しなければなりません。あわせて正確なデータを保有することが求められます。事実ではない噂話、サービス提供に関わりない記載、保育所側の主観的な評価などがないか、さらにわかりやすい言葉で表記されているかなども、改めて確認する必要があります。

また、保護者の同意なく、子どもから保育サービス提供に必要な範囲を超えて家族の個人情報を取得することは「不正な手段による」取得になる可能性があると考えられます。

保護者から、保育日誌や児童票の開示請求があった場合は、原則として開示することが求められます。開示請求に対して誠実に対応することは、保護者との信頼関係を高めることにもつながります。したがって、予め事業所内で協議し、どのような場合に開示に応じるか、あるいは、開示手続きなどについても保育所のプライバシーポリシーなどに明記しておく必要があるでしょう。

5. 安全管理措置

保育所においては、様々な形で個人情報を保管していることと思いますが、これらが漏えい、滅失、毀損しないよう、適切な措置を講ずる必要があります。とりわけ個人情報が入力されたパソコンの盗難防止や、個人情報を保育所外に持ち出さないことを徹底しなければなりません。連絡帳や保育利用料の通知書を、別人物に渡してしまうというようなことはあってはならないことです。

また、正規職員のみならず、理事、パート職員、実習生、ボランティア等の監督・教育研修も欠かせません。特に保育所においては、多くの実習生を受け入れていますが、教育研修体制を整えるとともに、予め保護者の同意を得たうえで、同意の範囲内で情報を提供したり、実習記録の保管方法などについても十分気をつける必要があります。

万が一、個人情報が漏えいした場合は、速やかに原因を究明し、被害者に説明を尽くして誠実に対応することが求められます。そして、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から再発防止策を講じ、可能な限り事実関係を公表することが重要です。また必要に応じて市町村に速やかに報告してください。

個人情報の適切な取扱いを欠いた場合、社会福祉法人・施設として損害賠償責任を負う可能性もあるため、全国社会福祉協議会においては、「個人情報漏えい対応保険」を用意しています。

6. 第三者提供の制限

本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはできません。

ただし、法令に基づく場合や、人の生命または身体の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難な場合などは本人の同意は必要ありません。具体的には、行政監査や、緊急時に医療機関に対し保育所から情報提供しなければならない場合などが含まれます。また、単なるデータ入力、健康診断などを外部業者に委託する場合については、第三者提供の制限の適用はありません。

研修会などで事例発表をする際の取扱いについては、既に「保育研究の考え方・すすめ方」に記載していますが、保育所の保育士による発表の場合は、当該個人を匿名化しても発表者の保育所名が記述されることが多く、よって十分な匿名化が極めて困難です。したがって、本人の事前同意を得ることが必要と考えています。

なお、関係機関とのケース検討においても、同様の取扱いが望まれますし、本人の同意があっても、事例の記録された用紙は、回収・破棄するなど必要以上に情報が流出しないような取り組みが欠かせません。

7. 委託先の監督

保育所においても、様々な業務を外注化していることと思います。その際、個人情報に関わる場合には、「個人情報の取扱いにおける方針」等を作成し、適切な取扱いを実践している業者に発注するとともに、委託契約書において、個人情報の取扱いに関する規定を設ける必要があります。

8. 苦情解決

苦情の申し出があった場合に迅速かつ誠実な対応をすることはもちろんですが、保護者が保育所に不審を抱いているのではないかと感じたときは、苦情対応責任者に速やかに連絡しておくことも必要です。

【参考資料】

- 厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
平成 16 年 11 月
- 國廣正、五味祐子著『社会福祉法人のための個人情報保護Q&A』平成 17 年 2 月、全社協

参考：幼稚園・保育所に関する法令等

- ◆教育基本法（平成18年法律第120号）
- ◆学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）
- ◆児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）
- ◆児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）

- ◇児童憲章
- ◇市民憲章
- ◇子どもの最善の利益とは
- ◇全国保育士会倫理綱領
- ◇「個人情報保護に関する保育士の留意事項～よりよい保育実践のために」

参考：教育・保育関係ホームページ

- ・文部科学省
- ・厚生労働省
- ・内閣府・少子化対策のページ
- ・こども未来財団
- ・子育てネット
- ・全国保育協議会
- ・日本保育協会

参考：文献

- ・全国社会福祉協議会 改訂 福祉の「職場研修マニュアル」

